

## 軽自動車税（種別割）について

毎年4月1日現在、村内で原動機付自転車、軽自動車などを所有する人に課税されます。これらを取得、譲渡、廃車または住所や名義が変わった場合は必ず届け出てください。

なお、軽自動車税種別割については、月割での課税・還付はありません。

### I 軽自動車税（種別割）の税率について

#### (1) 原動機付自転車、二輪等、小型特殊自動車

車種区分		税率（年税額）
		平成28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50ccを超え90cc以下	2,000円
	90ccを超え125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪（125ccを超え250cc以下）		3,600円
二輪の小型自動車（250cc以上）		6,000円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円
	その他	4,700円

#### (2) 三輪以上の軽自動車

車種区分			税率（年税額）		
			平成27年3月31日までに登録済みの車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける車両	新規登録されて13年経過した車両（重課税率）
三輪（660cc以下のもの）			3,100円	3,900円	4,600円
四輪（660cc以下のもの）	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

#### (3) 軽自動車（種別割）のグリーン化特例（軽課）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた車両について、新規登録の翌年度分の軽自動車税を軽減します。

##### ①平成29年4月1日～令和3年3月31日の新規登録車両

対象車			内容
電気自動車・天然ガス自動車 （平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制10%以上低減）			概ね75%軽減
ガソリン車・ハイブリッド車	乗用	5,400円	8,100円
	貨物	3,500円	5,200円
	乗用	平成27年度燃費基準 +35%達成車	平成27年度燃費基準 +15%達成車
	貨物	2,500円	3,800円

※ガソリン車・ハイブリッド車は、平成30年排出ガス基準50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成者（★★★★）に限ります。

②令和3年4月1日～令和5年3月31日新規登録車両（乗用自家用車に限る）

対象車	内容
電気自動車・天然ガス自動車 (平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制10%以上低減)	概ね75%軽減

軽減が適用された車両の税率(年額)は、次のとおりとなります。

車種区分			税率(年税額)		
			概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減
三輪(660cc以下のもの)			1,000円	2,000円	3,000円
四輪 (660cc以下 のもの)	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円

初めて新規登録した年月及び燃費基準の達成状況は、自動車検査証に記載されている「初年度検査年月日」及び「備考」で確認することができます。

## 2 車両の名義変更・抹消手続きの窓口

- ア. 新たに所有した …… 15日以内に申告
- イ. 他市町村から転入した …… 15日以内に申告
- ウ. 所有しなくなった …… 30日以内に申告

車種	届出の受付場所	問い合わせ先
原動機付自転車(50cc～125cc) 小型特殊自動車	村役場村民生活課	098-968-8535
軽自動車	軽自動車検査協会	050-3816-3126
軽二輪(126cc～250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上)	陸運事務所	050-5540-2091

※上記の機関は、土日祝日は休みとなっております。

## 3 申告に必要な書類について

	新規(中古)	村内名義変更	住所変更	抹消
原動機付自転車 小型特殊自動車	・譲渡、廃車、販売証明のいずれか ・印鑑 ・自賠責保険証明書	・標識交付証明書 ・新旧の印鑑 ・自賠責保険証明書 ・譲渡証明書	・村外提出での住所変更は抹消と同じ ・村内での住所変更の時は不要	・標識交付証明書 ・印鑑 ・ナンバープレート ☆盗難の場合、警察からの受理番号

- ア. 窓口に来られる方の身分確認(運転免許証等)を行います。
  - イ. 18歳未満の方が所有者になる場合、保護者の同意が必要です。
  - ウ. 改造・排気量等変更時の登録の際は、上記書類とあわせ、改造・排気量等変更届出書の提出が必要です。
- ※ 軽自動車・軽二輪(126～250cc)、小型二輪(251cc以上)については陸運事務所へお問い合わせください。

## 4 軽自動車の減免について

一定の身体障害者等のために使用する自動車等については、申請により税が減免される場合があります。

※ 納期限までに申請が必要です。